令和８年８月５日判決言渡し　同日原本領収　裁判所書記官

令和５年（ネ）第３９１号　安保法制法違憲国家賠償請求控訴事件（原審・名古屋地方裁判所平成３０年（ワ）第３１９４号、同第３７９６号）

口頭弁論終結日　令和８年５月１５日

判　　決

当事者の表示　　別紙「控訴人目録」、「控訴人ら代理人目録」、「被控訴人目録」、「指定代理人目録」記載のとおり

主　　文

１　本件各控訴をいずれも棄却する。

２　控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

１　原判決を取り消す。

２　被控訴人は、控訴人らそれぞれに対し、各１０万円及びこれに対する平成２７年９月１９日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要（以下、略語は、新たに定義するものを除き、原判決の例による。）

１　内閣は、平成２６年７月１日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定（平成２６年７月閣議決定）し、平成２７年５月１４日、自衛隊法を始めとする１０の法律の改正を主な内容とする平和安全法制整備法及び国際平和支援法（新安保法制法又は平和安全法制関連２法）に係る法律案を閣議決定（平成２７年５月閣議決定）し、同月１５日、同法律案を衆議院に提出した。同法律案は、同年７月１６日、衆議院本会議で、同年９月１９日、参議院本会議でそれぞれ可決され、同日、平和安全法制関連２法が成立した。平和安全法制関連２法は、同月３０日、公布され、平成２８年３月２９日、施行された。

本件は、控訴人らが、①内閣による平成２６年７月閣議決定、平成２７年５月

閣議決定及び平和安全法制関連２法に係る法律案の国会への提出、②国会による上記各法律案の可決成立、③自衛隊による米艦への給油及び米艦防護並びに南スーダンＰＫＯへの自衛隊の派遣（本件各行為）が憲法前文、９条に反し違憲であり、これらによって控訴人らの平和的生存権及び人格権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、国賠法１条１項に基づき、被控訴人に対し、慰謝料各１０万円及びこれに対する平成２７年９月１９日（上記参議院本会議での可決の日）から支払済みまで民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの）所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が、控訴人らの請求をいずれも棄却する旨の判決（原判決）をしたところ、これを不服として控訴人らが控訴した。

２　前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、下記第３のとおり当審における控訴人らの主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第２、１から３までに記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決１１頁１行目末尾に行を改めて以下のとおり加える。

「(5)　安保３文書

政府は、令和４年１２月１６日、国家安全保障会議及び閣議において国家安全保障に関する基本方針である「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「安保３文書」という。）を決定した。このうち、「国家防衛戦略」は、防衛目標を実現するためのアプローチの一つに我が国自身の防衛体制の強化を挙げ、既存のミサイル防衛網を強化していくのみでは完全な対応が困難になりつつあり、弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手（敵）の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力（相手（敵）の威力（防空）圏外から対処する能力）等を活用した自衛隊の能力、すなわ

ち「反撃能力」が必要であるとした。そして、「防衛力整備計画」において、自衛隊の能力等に関する主要事業として、スタンド・オフ防衛能力を掲げ、スタンド・オフ・ミサイルの量産弾の取得のほか、外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を実施・継続することを定めた。（甲Ｂ７８～８１、８３、８４）」

第３　当審における控訴人らの主張

１　違法な公権力の行使（争点１）

⑴　違憲の明白性

新安保法制法の事態対処法改正や自衛隊法改正などの存立危機事態対処法制は、集団的自衛権行使を認めた点において、憲法９条に明らかに反する。

ア　憲法９条１項違反

学説では、個別的自衛権とされるものを含めて一切の武力行使を違憲とするのが通説である。政府の憲法解釈でも従来から一貫して、武力行使は、我が国に対する直接の武力攻撃が生じた場合に限り、我が国を防衛するための必要最小限度で許されるのであり、集団的自衛権の行使はその範囲を超えるものであって憲法上許されないとされてきた。集団的自衛権の行使は、我が国には何ら攻撃が加えられておらず、同盟関係にある国が別の他国と武力紛争事態にある場合に、同他国に対して我が国が武力行使をすることを意味するものであり、「武力の行使」を禁ずる憲法９条１項に明白に違反する。

イ　憲法９条２項違反

憲法９条２項が保持を禁止する「戦力」に自衛隊が該当しないという従来の政府解釈も、国家の自然権として有する個別的自衛権の行使として自衛力、つまり我が国を防衛するための必要最小限度の実力であることに根拠を求めている。それを前提とすれば、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合に自衛隊が実力を行使する存在になれば、憲法９条２項が保持を禁止する「戦力」そのものである。

ウ　他国の武力行使との一体化禁止

新安保法制法では、①武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律も存立危機事態への対処を内容としており、外国軍用品等の輸送阻止のための停船検査、回航措置等の強制権限は、危害を与える武器の使用の許容を含め、極めて強力な戦時臨検を認めている。②「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」が重要影響事態安全確保法へと大きく衣替えをして、それまでの「周辺事態」概念は、「我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」という、極めて広範で無限定な「重要影響事態」にとって代わられた。③国際平和協力法の改正についても、特に国際平和維持活動及び国際連携平和安全活動の両者を通じて、その業務内容として、いわゆる安全確保業務と駆け付け警護とを追加している。④自衛隊法に９５条の２が新設されて、米軍等他国軍隊の武器等防護のための武器使用を自衛官の権限として規定している。以上のように、新安保法制法は、他国の武力行使との一体化禁止に違反して憲法９条に抵触し、そこから逸脱する規定が山積みされており、一見して明白な違憲立法である。

(2)　民主主義の侵害

民主主義の侵害は、憲法のありようを根本転換させることを意味する集団的自衛権の行使を平成２６年７月閣議決定による解釈で容認したこと自体に現れている。政権が集団的自衛権を容認しようとするのであれば、憲法改正に匹敵する国政の大転換であるから、憲法改正の提案を行い、憲法９６条の手続によって国民投票の実施へと進めていくことが、立憲主義の筋道である。

新安保法制法の各法において、国会による承認の制度が欠落していることも、民主主義的手続を侵犯するものである。軍事力については、これを議会が統制するシステムが整備されていることが民主主義にとって不可欠の条件であるのに、自衛隊の場合、その活動に対する国会承認は、これまでの事前承認主義

から事後承認主義へ、そして報告主義へと後退の過程をたどっている。

法案審議の過程は、その実態において、議会制民主主義に求められる要件を全く満たしていないものであった。

(3) 立憲主義の破壊

新安保法制法は、それまでの違憲を疑われる法令と比べても、立憲主義違反が明らかであり、立憲主義違反を土台にして、憲法９条違反・民主主義侵害という違憲問題を引き起こしている。立憲主義違反を最も顕著に示したものが、平成２６年７月閣議決定である。同閣議決定は、内閣法制局長官のすげ替えにより憲法解釈を変更したもので、政府の合憲論の根拠は論理矛盾があり、立憲主義そのものを破壊するものである。

２ 控訴人らの権利侵害（争点２）

(1) 平和的生存権

ア 内容の一義的明確性

憲法上の基本的人権規定等の各規定内容は、「平和のうちに生存する権利」に限らず、概ね抽象的かつ不明瞭であって、一義性に欠けるものである。平和的生存権が一義的に明確でないことは、その具体的権利性等を否定する合理的理由にはなり得ない。

イ 憲法前文、９条及び１３条

主観的権利としての平和的生存権は、客観的制度規定である憲法９条と結び付くことによって、憲法９条に違反して政府が行った行為に対して、裁判上、具体的な平和的生存権の侵害であると主張し得るのである。他方、平和的生存権は、憲法第３章の個別の人権規定とも結び付くものであり、平和的生存権を含む諸人権を広く包摂・受容する幸福追求権（憲法１３条）と一体的関係にあると同時に、例えば平和的生存権が憲法１８条と結びつく場合には徴兵からの自由が、憲法１９条と結び付く場合には良心的兵役拒否の自由が、憲法２５条と結び付く場合には軍事徴用を受けない自由が導かれるなど、

各人権の基底的権利として機能し、具体的に侵害された場合等においては、不法行為における被侵害法益としての適格性があり、損害賠償を請求することが可能である。

ウ　法的効果や保護・救済内容

平和的生存権の具体的内容が様々なものであることは、幸福追求権や表現の自由等、憲法上保障されている他の各人権についても全く同様である。加えて、平和的生存権の法的効果及び請求し得る保護・救済、法的強制措置の発動についても、いずれも明確である。平和的生存権が具体的に侵害された場合等は、不法行為における被侵害法益としての適格性があり、その賠償を請求できることは、他の各人権が具体的に侵害された場合等と同様である。平和的生存権は、他のあらゆる人権と同様に生成中・発展中の概念であり、現在の理論水準に照らした内容により判断されるべきである。

(2)　人格権

ア　生命・身体・精神に関する利益としての人格権

(ア) 具体的危険の必要性

予防＝事前配慮原則（化学物質や遺伝子組換えなどの新技術等に対して、環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上のおそれがある場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方）や防火壁の考え方（そもそも戦争や武力の行使は、実際に現実化すれば必ず誰かの自由や人権を侵害することは明らかであるが、現実化してからでは手遅れであり、侵害の一歩手前の段階で防止する、いわば防火壁のようなものが必要であるとする考え方）によれば、具体的危険の発生は不要というべきである。仮に上記考えを採り得ないとしても、新安保法制法成立後の日米の軍事一体化進行の実態に加え、安保３文書により反撃能力の保有までも国の政策として進める現状は、再び戦争の惨禍が起こる具体的な危険性を裏付けるものに他ならない。

(イ) 控訴人らの法益侵害

各人の判断が分かれるからといって、控訴人らのように戦争やテロに巻き込まれることに不安感・恐怖感を感じている者に忍従を強いるべきではない。他人の行為により精神的苦痛を増加させられ、抱く不安感が現在の社会情勢や歴史の教訓の知見からみて十分に根拠のある不安感であり、通常の感受性を持った人がその立場に立った時には当然に感じると考えられる場合には、かかる不安感・恐怖感等の精神的苦痛は具体性を備えたものといえ、法的保護に値する。新安保法制法の制定・施行に伴い、政府はアメリカとの同盟関係を強化し、自衛隊はアメリカ軍との一体化を進めている。他国のために戦争に加担する事態が発生する現実的可能性が飛躍的に高まっている。新安保法制法によって開かれた上記可能性について考えたとき、通常の感受性をもった人が、そのことに震撼せずにいることの方が難しい。

イ　平穏生活権としての人格権

平穏な生活が侵害を受けないことを求める人格権は、近年、裁判で人格権侵害の一類型として認められている。平穏生活権は、生命・身体・精神と直結し、その不可欠の条件となるから、その性質上生命そのものと同じく強く保護されるべきである。したがって、平穏生活権には権利性が認められる。

3　憲法判断の必要性

(1)　違憲立法審査権

裁判所は、事件の重大性や違憲状態の程度、その及ぼす影響の範囲、事件で問題にされている権利の性質等を総合的に考慮し、十分理由があると判断した場合は、憲法判断回避のルールによらず、憲法判断に踏み切ることができる。さらに進めて、事件が極めて重大であり、かつ違憲状態の程度が著しく、憲法違反であることが一見明白で、これを放置していれば実質的な解釈改憲に至ると評価せざるを得ないような場合には、憲法判断をすることが裁判所の責務で

ある。

(2) 国賠法の違法性

国賠法１条の趣旨は、違法な権力的国家活動によって国民の側に生じた損害を救済することが目的であるが、同時に法治主義の要請に応ずることも含まれているから、公権力発動要件が欠如していることを独立の要件とする二元論が正当である。そして、集団的自衛権を容認した新安保法制法は、公権力発動要件が欠如している状態にあり、違法性があることは明らかであるから、これを独立の要件として判断することによって立法の法適合性、合憲性を明らかにすべきである。

(3) 憲法条文が内包する権利利益

在宅投票制度廃止事件判決（最高裁昭和６０年１１月２１日第一小法廷判決）、再婚禁止期間違憲判決（最高裁平成２７年１２月１６日大法廷判決）、在外邦人国民審査権訴訟判決（最高裁令和４年５月２５日大法廷判決）などの近時の最高裁判決の展開を踏まえると、現在の立法違憲国賠訴訟については、個別の国民との関係で国賠法上保護された権利利益のみならず、違憲審査で用いられる憲法条文が内包する権利利益の存在が認められる場合には、個々の者の個別侵害が軽微でも、名目的な損害賠償を認める余地があり、国賠請求が認められない場合でも、立法自体を違憲と判断することが可能である。

第４ 当裁判所の判断

１ 当裁判所も、原判決と同様に、控訴人らに法律上保護される権利ないし利益の侵害は認められないから、控訴人らの請求をいずれも棄却するのが相当と判断する。その理由は、下記２のとおり当審における控訴人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第３のとおりであるから、これを引用する。

２ 当審における控訴人らの主張に対する判断は、次のとおりである。

(1) 控訴人らの権利侵害（争点２）

ア　平和的生存権

控訴人らは、前記第３、２(1)のとおり主張する。しかし、憲法上の基本的人権規定等の各規定が解釈の余地があり、その具体的内容が解釈によって補充される面があることはそのとおりであるものの、控訴人らが主張する平和的生存権なるものは、これまでに認められてきた他の人権や憲法上保障の対象となる法的利益と比較しても、その抽象度が高く、具体的内容について社会的な共通認識が形成されるに至っているとは認められない。控訴人らの主張を踏まえても、前記１で引用した原判決の「事実及び理由」第３、１(2)の説示内容は左右されない。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

イ　人格権

(ｱ) 生命・身体・精神に関する利益としての人格権

a　具体的危険の必要性

控訴人らは、前記第３、２(2)ア(ｱ)のとおり主張する。しかし、具体的な権利利益の侵害の生じていない段階で、憲法判断等を求めて予防的な訴訟を提起することは、憲法８１条がいわゆる付随的違憲審査制を採用し、裁判所は具体的争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に関し抽象的な判断を下す権限を有しないこと（最高裁昭和２７年１０月８日大法廷判決参照、以下「昭和２７年最高裁判決」という。）と抵触するものである。そして、前記１で引用した原判決の「事実及び理由」第３、１(3)イ(ｲ)のとおり、当審における控訴人らの主張立証を考慮しても、本件各行為によって、控訴人らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したとまでは認められない。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

b　控訴人らの法益侵害

控訴人らは、前記第３、２(2)ア(ｲ)のとおり主張する。しかし、前記１で引用した原判決の「事実及び理由」第３、１(3)ウ(ｳ)のとおり、自らの

政治的信条や信念に反する立法等がされたこと自体による精神的苦痛は、法的見地からは社会的に受忍すべきものと解さざるを得ず、控訴人らの主張する精神的苦痛は、当審における主張立証の補充を考慮しても、上記受忍すべき範囲内にとどまるものといわざるを得ない。したがって、このような不安感を法的保護に値する被侵害利益と認めることはできず、控訴人らの上記主張は採用できない。

(イ) 平穏生活権としての人格権

控訴人らは、前記第３、２(2)イのとおり主張する。しかし、前記１で引用した原判決の「事実及び理由」第３、１(3)ウ(イ)のとおりであって、控訴人らの当審における主張・立証を踏まえても、前記説示内容は左右されない。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

(2) 憲法判断の必要性

ア 違憲立法審査権

控訴人らは、前記第３、３(1)のとおり主張する。しかし、前記(1)イ(ア)ａと同様に、具体的な権利利益の侵害の有無を問うことなく、事件が極めて重大で、かつ違憲状態の程度が著しいなどの控訴人ら主張の場合に憲法判断を行うことは、憲法８１条がいわゆる付随的違憲審査制を採用していることに反するというべきである（昭和２７年最高裁判決参照）。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

イ 国賠法の違法性

控訴人らは、前記第３、３(2)のとおり主張する。しかし、国賠法１条１項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであるから（最高裁昭和６０年１１月２１日第一小法廷判決参照）、国賠法１条１項の違法性は、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するか否

かで判断されるものと解するのが相当である。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

ウ　憲法条文が内包する権利利益

控訴人らは、前記第３、３(3)のとおり主張する。しかし、控訴人らが指摘する判例は、選挙権や国民審査権、婚姻の自由など、憲法上保障された権利利益であって、これを違法に侵害するものであることが明白な場合などには、立法行為又は立法不作為であっても、例外的に、国賠法１条１項の適用上、違法と評価することを認めたものであって、本件とは前提を異にするものである。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

(3)　その他

控訴人らは、種々主張するけれども、上記認定判断を左右しない。

第５　結論

よって、原判決は相当であって、本件各控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する

名古屋高等裁判所民事第１部

裁判長裁判官

新　　谷　　晋　　司

裁判官

加　　藤　　員　　祥

裁判官

小　　津　　亮　　太

5